

議第9号議案

桐生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月19日提出

提出者	桐生市議会議員	佐藤光好
賛成者	桐生市議会議員	園田恵三
	同	周東照二
	同	小滝芳江
	同	西牧秀乗
	同	井田泰彦

桐生市議会議長 荒木恵司様

桐生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

桐生市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条及び第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条の見出し中「対する政務調査費」を「対して交付する政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条の見出し中「対する政務調査費」を「対して交付する政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条及び第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「報告書」の次に「(以下「収支報告書」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条の見出し及び同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条の見出し及び同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第12条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議第9号議案 桐生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、名称が政務調査費から政務活動費に改められたため、所要の改正を行うものです。